

北九州市中小企業振興条例（素案）に対する
市民意見の内容及び市議会経済港湾委員会の考え方

1 意見募集期間

平成26年10月6日（月）～平成26年10月27日（月）

2 意見提出状況

(1) 提出者 13（人・団体）

(2) 意見提出数 36件

(3) 提出方法

ア 持参 0件

イ FAX 5件

ウ 電子メール 6件

エ 郵送 2件

3 市民意見の内容

(1) 条例全般に関する意見 17件

(2) 各条項に関する意見 16件

(3) その他の意見 3件

4 提出された意見の概要及びこれに対する考え方案

別紙のとおり（なお、ご意見は、一部要約または分割して掲載しております。）

4 提出された意見の概要及びこれに対する市議会経済港湾委員会の考え方案

【条例案への対応(案)】

①	条例案で対応済み
②	条例案に反映
③	条例案の修正は行わないが今後の参考とする

(1) 条例全般に関する意見

No.	意見の概要	対応(案)	意見に対する考え方	意見数
1	本条例の制定に賛同します。中小企業にとって、中小企業団体、大企業者、市民、金融機関、市が一体となって環境づくりをしていただくことは、大変ありがたい。結果として、市の持続的な発展につなげていくことに強い自覚を持つ。	①	今後の中小企業振興施策等のご提案として、参考とさせていただきます。	1
2	中小企業振興条例を実効性のあるものとするため、審議会等の設置に関し規定してはどうか。	③	第9条第3項の「中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業者に関する実態の把握に努めるとともに、中小企業者の意見の反映に努めなければならない。」の規定に基づき、必要に応じて審議会等の設置を市長に求めていきたいと考えております。	5
3	最大会派の意見に偏ることなく、超党派で十分な審議を経て進めて欲しい。	③	条例素案は、経済港湾委員会で作成したものであり、今後も当該委員会で審議を行ってまいります。	1
4	大多数の中小企業者のための条例であれば、時間をかけてつくる必要があるのではないか。	③	本条例素案については、経済港湾委員会で十分な検討を重ね、作成したものです。	1
5	目的や理念を明確にするため、第1条に中小企業の役割と中小企業政策の重要性を記載してはどうか。	③	本条例素案は、中小企業の健全な発展と市民生活の向上を図ることを目的としております。 また、中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善などに自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者等が連携して中小企業者を支援することを基本理念としております。 以上のように、中小企業の役割と中小企業政策の重要性については、明確になっていると考えております。	1
6	市長が交代しても行政の姿勢を一貫させることが重要であるため、第4条を「市長の責務」とし、「財政その他の措置を講ずること」「特に小規模企業者及びその従事者に対して必要な考慮を払うこと」「国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請すること」等を規定してはどうか。	③	市の責務は執行機関である市長の責務であるという意味を含んでいます。また、現在の状況において、本条例で定めるべき普遍的な市(市長)の責務については、条例素案の内容が適当であると考えます。	1
7	数年に一度の条例見直しを規定してはどうか。	③	本条例に限らず、条例については社会情勢に適合したものとするため、その内容について必要に応じて見直しを行っているところであります。	1
8	第2条第5号に規定する大学等の定義を「大学及び高等専門学校」から「教育機関」へ改め、第9条第10項の市の責務とは別に大学等の責務を規定してはどうか。	③	教育機関の役割に関しては、基本理念及び9条10項の中で規定している内容が適当であると考えます。	4
9	本条例のタイトルを「北九州市中小企業振興基本条例」とし、より条例を重視する姿勢を見せていただきたい。	③	本条例素案の題名は、本条例素案の内容と本市の条例とのバランスを勘案して作成したものです。	1
10	前文に規定する「本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成」につなげていくためには、中小企業者だけでなく、特定非営利活動法人(NPO法人)の存在を考慮した条例にすべきではないか。	③	本条例素案では、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものを中小企業者と定義し、その支援策等を規定しております。ご意見に関しましては、今後の産業振興施策等のご提案として、参考とさせていただきます。	1

(2) 各条項に関する意見

ア 第6条(大企業の責務)に関する意見

No.	意見の概要	対応(案)	意見に対する考え方	意見数
1	大企業は、中小企業を育成し、地域に根付き中小企業者・小規模企業者と共存するために、その経済力に見合う社会的な貢献を行う役割が期待されるため、第6条に対等平等な取引など「中小企業者との共存共栄」の文言を追加してはどうか。	③	経済活動の自由を前提として、大企業の責務を検討した結果、素案の内容が適当であると判断したところです。	1

イ 第6条(大企業の責務)及び第7条(金融機関の責務)に関する意見

No.	意見の概要	対応(案)	意見に対する考え方	意見数
1	大企業の責務として第6条第1項に、「中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努める」ことや、金融機関の責務として第7条第1項に、「必要な融資を行う等の方法により、積極的な支援に努める」ことが規定されているが、中小企業振興に向けた基本理念を規定する本条例の段階から、このような内容を記載しなければならないのか。	③	経済活動の自由を前提として、大企業や金融機関の責務を検討した結果、素案の内容が必要かつ適当であると判断したところです。	1
2	第6条第1項に「中小企業者へ業務を発注する等の場合」や、第7条第1項に「必要な融資を行う等の方法により」と規定しているが、このように大企業や金融機関に対し、具体事例に基づき是正を求めるような条文は必要なのか。	③		1

ウ 第7条(金融機関の責務)に関する意見

No.	意見の概要	対応(案)	意見に対する考え方	意見数
1	金融機関の責務についての規定だけは、「必要な融資を行う等の方法により」や「積極的な支援」といった具体的な表現が付加されている。政府系金融機関だけでなく、民間金融機関へも向けられるものであれば、付加されている表現は外すべきではないか。	③	経済活動の自由を前提として、金融機関の責務を検討した結果、素案の内容が適当であると判断したところです。	1

エ 第9条(市の責務)に関する意見

No.	意見の概要	対応(案)	意見に対する考え方	意見数
1	第3項について、「中小企業者の実態把握に努める」との規定は評価できる。ぜひ、実態を把握して欲しい。	①	今後の中小企業振興施策等のご提案として、参考とさせていただきます。	2
2	中小企業者の受注機会増大のための具体的な方法として、第5項に「発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により」という内容を追加してはどうか。	③	中小企業者の受注機会増大に関しては、9条5項及び6項に規定している内容が適当であると考えております。	5
3	第8項について、市の責務に暴力団排除を謳っても意味がなく、イメージを悪化させるだけである。	③	本市では、平成26年7月1日に北九州市安全・安心条例が施行されたことを契機に、市の事務事業からさらに徹底した暴力団排除を行うこととしており、新たに制定する条例等については、暴力団排除に関する条項を盛り込むこととしております。	1
4	第8項について、北九州市暴力団排除条例及び福岡県暴力団排除条例ですでに謳われており削除すべきである。			4

(3) その他の意見

No.	意見の概要	対応(案)	意見に対する考え方	意見数
1	条例制定と同時に中小企業者を対象とした悉皆(しっかい)調査を実施してほしい。	③	今後の中小企業振興施策等のご提案として、参考とさせていただきます。	1
2	産業振興・中小企業振興とまちづくりの結合に努めて欲しい。	③	中小企業の振興がまちづくりに貢献するものであることについては、前文に盛り込んでいるところです。	1
3	中小企業の振興は、教育機関と大手企業を含む企業が一体となり、行政がまとめていくことが必要ではないか。そのまとめ役は、民間経験を有する優秀な中堅の人材を募り、実践することが重要である。	③	今後の中小企業振興施策等のご提案として、参考とさせていただきます。	1